

## IASB Update

### 2019年9月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 9 月 24 日（火）から 26 日（木）までロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [アジェンダ協議](#)
- [リサーチ・プログラム](#)
- [適用に関する事項 — 不利な契約](#)
- [負債の流動又は非流動への分類（IAS 第 1 号の修正）](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [金利指標改革](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [経営者による説明](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [基本財務諸表](#)
- [SME 基準の見直しとアップデート](#)
- [SMEs である子会社](#)
- [採掘活動](#)
- [IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー](#)

### 2020 年アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

審議会は 2019 年 9 月 24 日に会合し、このアジェンダ協議に対するスタッフのアプローチ案について議論するとともに、IFRS 諮問会議の 2019 年 9 月の会議で提供された助言に関しての口頭でのアップデートを受けた。

審議会は、審議会が情報要請を公表する前にアウトリーチを実施するというスタッフのアプローチ案を支持する考えを示した。このアウトリーチの目的は、情報要請に含める可能性のあるプロジェクトの十分な記述を開発することである。

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 10 月 21–25 日

2019 年 11 月 18–22 日

2019 年 12 月 9–12 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

審議会は、潜在的なプロジェクトの詳細なリストを情報要請において提供するというスタッフ提案（アジェンダ・ペーパー24のアプローチBで示されている）を支持する考えも示した。

#### 今後のステップ

スタッフは、2019年第4四半期と2020年第1四半期に、情報要請に含める潜在的なプロジェクトの詳細なリストを作成する目的でアウトリーチを実施する。審議会はRFI（情報要請）の内容を今後の会議で決定する。

### リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は2019年9月24日に会合し、リサーチ・プログラムについてのアップデートを受けた。（審議会の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）に関する情報は、[ここ](#)から入手可能。）

審議会は次のことに留意した。

- 2019年9月10日に、のれんと減損に関しての審議会の予備的見解について論じた記事が審議会のウェブサイトに掲載された。スタッフはこのプロジェクトに関してのディスカッション・ペーパーの文案を作成中で、2020年2月に公表可能となる見込みである。
- 資産リターンに依存する年金給付についてのリサーチ・プロジェクトが、2019年第4四半期に再開される予定である。これは審議会に2020年後半にリサーチのレビューを求めることを目指している。
- 他の作業の方が優先順位が高いため、パイプライン・プロジェクトやIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用後レビューについては、作業が数か月以内に開始する可能性は低い。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムについての次回のアップデートを3か月後又は4か月後に受ける予定である。

### 適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2019年9月24日に会合し、適用に関する事項について議論した。

#### 不利な契約 — 契約履行のコスト（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、公開草案「不利な契約—契約履行のコスト」に対するフィードバックについて議論した。

審議会は、IAS第37号の狭い範囲の修正を行うプロジェクトを進めることを決定した。契約が不利かどうかを評価する目的上、契約の「履行のコスト」を算定するにあたって企業がどのコストを含めるのかを明確にするものである。

また、公開草案で提案していたように、そうしたコストは契約に直接関連するもので構成される旨を定めることも暫定的に決定した。

#### 今後のステップ

審議会は、公開草案に対するフィードバックの他の側面を今後の会議で検討する。

### 負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の修正）（アジェンダ・ペーパー29）

審議会は2019年9月24日に会合し、IAS第1号「財務諸表の表示」の第69項から第76項の修正を最終確定した。修正される各項は、負債の流動又は非流動への分類に関するものである。

審議会は修正を再公開しないことを決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、この修正を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用すべきであると決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

この修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

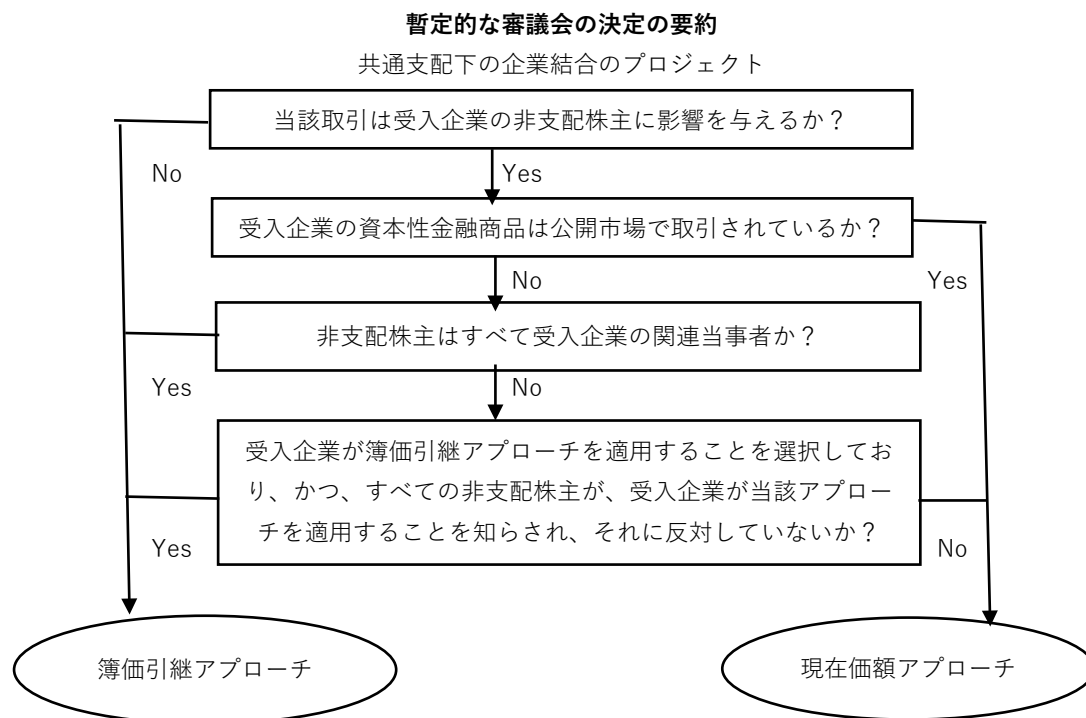
14名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスの手順に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するために十分な協議及び分析を実施してきたと納得していると確認した。

## 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2019年9月25日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

### アジェンダ・ペーパー23A：どの測定アプローチをどのような場合に適用すべきか

審議会は、共通支配下の企業結合に関する公表予定のディスカッション・ペーパー（ディスカッション・ペーパー）では、プロジェクトの範囲に含まれるすべての取引に対して単一の測定アプローチを提案すべきではないと暫定的に決定した。



14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

審議会は、公表予定のディスカッション・ペーパーは、取得法を基礎とした現在価額アプローチを、本プロジェクトの範囲に含まれる取引のうち受入企業の非支配株主に影響を与える取引について要求すべきであるという予備的見解を示すべきであると暫定的に決定した。ただし、受入企業の資本性金融商品が公開市場で取引されておらず、かつ、次の条件のいずれかに当てはまる場合は除く。

- a. すべての非支配株主が、受入企業の関連当事者である。又は、
- b. 受入企業が簿価引継アプローチを適用することを選択しており、かつ、すべての非支配株主が、受入企業が当該アプローチを適用することを知らされ、それに反対していない。

IFRS 基準は、公開市場を、国内又は外国の株式市場又は店頭市場（ローカル及び地域市場を含む）として記述している。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

審議会は、公表予定のディスカッション・ペーパーは、本プロジェクトの範囲に含まれる他のすべての取引に対して簿価引継アプローチを提案すべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は、今後の会議で、取得法を基礎とした現在価額アプローチと簿価引継アプローチをどのように適用すべきか、及びどのような情報を財務諸表注記において提供すべきかについて議論する。

## 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2019年9月25日に会合し、プロジェクト（資本の特徴を有する金融商品）の方向性について議論した。審議会は、IAS第32号のいくつかの原則を明確化することによって実務上の問題に対処するアプローチ（アジェンダ・ペーパー5の代替案C）を暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はまた、本プロジェクトの範囲を決定するためのアジェンダ・ペーパー5に示された目的及び判断規準にも（いくつかの提案を条件として）暫定的に同意し、詳細なプロジェクト提案を作成するようスタッフに指示した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は詳細なプロジェクト提案について議論する。

## 金利指標改革（アジェンダ・ペーパー14）

審議会は2019年9月25日に会合し、本プロジェクトの第2フェーズに関する予備的な議論を行った。特に、審議会は、予備的な範囲について議論し、今後の審議会の議論の日程を検討した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

2019年10月の会議で、審議会は、金融商品の分類及び測定に関連する潜在的な会計上の論点について議論する。

## 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2019年9月25日に会合し、規制資産及び規制負債についての開発中の会計モデル（モデル）について議論した。アジェンダ・ペーパー9は、情報目的のみで、モデルの特徴を決定する審議会が行った暫定的な決定の要約を示すものであった。

#### 規制上の合意の境界についての追加的な分析（アジェンダ・ペーパー9A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 規制上の合意の境界を決定する際に、企業は、境界に影響を与える可能性のあるすべてのオプションを考慮すべきである。ただし、保有者（企業又は規制機関）がいかなる状況でも行使する実質的な能力を有さないオプションは除く。

- b. あるオプションが規制上の合意の境界に影響を与えるかどうかを評価する際に、企業は、当該オプションが行使される可能性も当事者の意図も考慮すべきではない。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、公開草案に、規制上の合意の境界を決定するにあたって企業が考慮すべき要因についての適用指針案を含めることを暫定的に決定した。そうした要因には、規制上の合意の既存の期間、境界に影響を与えるオプション及びメイクホルのメカニズムが含まれる。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、規制上の合意の境界が変化した時に、企業はその変化のあった期間に次のことを行うべきである。

- a. 再評価した境界の中にあるキャッシュ・フローを生み出す権利及び義務がモデルの認識規準を満たす場合には、規制資産及び規制負債として認識する。
- b. これらの規制資産及び規制負債を、規制資産又は規制負債の他の増加と区分して、下記において開示する。
  - i. 当期の規制収益又は規制費用の内訳
  - ii. 規制資産及び規制負債の帳簿価額の期首から期末への調整表
- c. そうした規制資産及び規制負債の認識を生じさせた状況（企業が境界の再評価において考慮した要因を含む）を開示する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 他のIFRS基準の修正（アジェンダ・ペーパー9B）

審議会は、企業がモデルをどのように適用すべきかを明確化するために、他のIFRS基準又は適用指針の修正を開発すべきかどうかについて議論した。

審議会は、他の基準又は適用指針の追加的な修正は、行うか又は提供することを2018年11月と2019年7月に暫定的に決定したもの以外には、必要ないと暫定的に決定した。しかし、審議会は、期中財務報告書が1組の要約財務諸表を含んでいる場合に、規制収益又は規制費用及び規制資産又は規制負債を独立の表示科目として表示することを企業に要求する修正がIAS第34号「期中財務報告」に必要かどうかを検討するようスタッフに依頼した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 経過措置（アジェンダ・ペーパー9C）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS基準を現在適用している企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、表示する過去の各報告期間にモデルを遡及適用すべきである。
- b. IFRS基準の初度適用企業は、IFRS基準への移行日（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）においてモデルを適用すべきである。
- c. IFRS第1号のD8B項のみなし原価の特例を維持する。
- d. IFRS基準を現在適用している企業に対し、表示する最も古い期間の期首よりも前に行われた企業結合（過去の企業結合）にモデルを遡及適用しないことを選択することを認めるべきである。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

企業がモデルを過去の企業結合に遡及適用しないことを選択する場合に、当審議会は、企業は次のことを行うべきであると暫定的に決定した。

- a. すべての過去の企業結合から生じた規制資産及び規制負債のうちモデルへの移行日において依然として存在しているもののみを認識する。

- b. 結果として生じる変動をのれんの帳簿価額の修正として認識する。当該修正でのれんの帳簿価額がゼロまで減額される場合には、企業は残りの修正額を利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識すべきである。

モデルを過去の企業結合に遡及適用しないことを選択する企業は、その選択を過去の企業結合のすべてに適用すべきである。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

状況によっては、規制上の合意が企業にのれんに関連する金額を顧客に課す将来の料金に含める権利を与えていることにより生じた規制残高を過去に認識している場合がある。モデルはこのような権利を規制資産として扱わず、したがって、資産として認識しない。審議会は、モデルへの移行時に、IFRSを現在適用している企業及びIFRS基準の初度適用企業は、当該残高をのれんに振り替えるべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、公開草案を2020年第2四半期に公表する予定である。

## 経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は2019年9月25日に会合し、忠実な表現を構成する特性に関して、改訂後のIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（実務記述書）に含めるべきガイダンスについて議論した。

#### 経営者による説明における忠実な表現（アジェンダ・ペーパー15A）

審議会は、改訂後の実務記述書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 忠実な表現を構成する特性（完全性、中立性、誤謬がないこと）に関するガイダンスを含める。
- b. これらの特性を可能な範囲で最大化すべきである旨を説明する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、改訂後の実務記述書に、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の2.14項に基づく完全性の記述を含めることを暫定的に決定した。特に、その記述は次のことを説明するものとする。

- a. ある事項の完全な記述は、当該事項の性質並びに当該事項に影響を与える可能性のある要因及び状況に関する重要性がある情報を含むべきである。
- b. ある事項についての記述の完全性は、主要な利用者の情報ニーズによって決定される。完全であるために、ある事項の記述が当該事項について経営者が有しているすべての情報を提供することは必ずしも必要ない。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、改訂後の実務記述書では次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 経営者による説明が中立的であることを要求する。これを容易にするため、
  - i. 経営者による説明で議論する必要のある各事項は、正当な目立ち方をさせるべきである。
  - ii. 経営者による説明において使用する全体的な語調及び語句は、企業の業績及び財政状態の偏りのない描写に寄与すべきである。
- b. 「概念フレームワーク」の2.15項に基づく中立性の記述を含める。特に、当該記述は、ある事項の描写が中立的であるためには、それに関する情報を省略したり、覆い隠したり、過度に目立たせたり、それ以外で当該事項についての主要な利用者の見解に有利又は不利な影響を与えるように操作したりすることはできない。

- c. 可能性のある結果の範囲が与えられている場合に、ある範囲内の結果の可能性を主要な利用者が理解するのに役立つ説明的な情報を要求する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、誤謬がないことに関して、どのようなガイダンスを改訂後の実務記述書に含めるべきかについて議論したが、このトピックについて決定を行わなかった。審議会は、改訂後の実務記述書において有用な財務情報の質的特性を記述するにあたって平易な語句を使用することの重要性も強調した。

#### 今後のステップ

審議会は、有用な財務情報の補強的な質的特性に関するガイダンス、及び経営者による説明のコンテンツ要素（事業モデルから始める）について議論する。

## 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は2019年9月25日に会合し、IFRS第13号「公正価値測定」における開示目的の修正について議論した。

### IFRS第13号「公正価値測定」（アジェンダ・ペーパー11A）

#### ハイレベルの包括的な開示目的

審議会は、IFRS第13号にハイレベルの包括的な開示目的を含めることを暫定的に決定した。企業に次のことを要求するものである。

- a. 公正価値測定に関連した不確実性に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示する。開示する情報は、特に、公正価値で測定する資産、負債及び企業自身の資本性金融商品の重大性、公正価値測定がどのように決定されたのか、当該測定の変動が企業の財務諸表にどのように影響を与えるのかを、利用者が理解できるようにすべきである。
- b. 具体的な開示目的を充足するために必要な詳細さのレベル（このUpdateでも示している）を検討し、企業の公正価値測定に関する有用な情報が大量の重要でない詳細情報によって覆い隠されないようにする。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

#### 具体的な開示目的

審議会は、IFRS第13号に具体的な開示目的を含めることを暫定的に決定した。これらの目的は、財務諸表利用者が次のことをできるようにする情報を開示することを企業に要求することになる。

- a. 公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産、負債及び企業自身の資本性金融商品のクラスの金額、性質及び他の特徴を理解する。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 公正価値測定の算出に用いた重要な技法及びインプットを理解する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 報告期間の期首から期末までの公正価値測定の変動の発生要因を理解する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 公正価値で測定する資産、負債及び企業自身の資本性金融商品について、報告日現在の合理的に考え得る公正価値の範囲を理解する。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は、財政状態計算書において公正価値で測定していない資産及び負債の公正価値を開示している企業に対し、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債の金額、性質及び他の特徴を財務諸表利用者が理解できるようにする情報の開示を要求することを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

審議会はスタッフに、文案作成に際し審議会のコメントをどのように反映するのが最善なのかを検討するよう指示した。

#### 利用者の他の情報ニーズ

審議会は、将来の公正価値の増減に関連した財務諸表利用者の情報ニーズに対処するための具体的な開示目的を開発しないことを暫定的に決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことについて議論する。

- a. IAS 第 19 号「従業員給付」における開示目的を満たすための情報項目
- b. IFRS 第 13 号における開示目的を満たすための情報項目
- c. 的を絞った基準レベルの開示のレビューのテスト過程で学習された教訓並びに将来における開示目的及び開示要求の開発及び文案作成に関する審議会のガイダンス案に対する考えられる修正

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2019 年 9 月 25 日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 2019 年 7 月 24 日に審議会がスタッフに書面投票のために作成するよう指示した公開草案をどのように提示すべきか
- b. 審議会の提案を例示するために公開素案に含めるべき財務業績の計算書の設例の数

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正としてではなく新たな IFRS 基準 [案] として提示する。14名の審議会メンバーのうち 12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- b. 小計についての審議会の提案を例示する財務業績の計算書の例示の数を少数に減らす（この暫定的決定は、審議会が 2018 年 11 月の会議で行った暫定的決定を覆すものである）。14名の審議会メンバーのうち 12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

#### 今後のステップ

スタッフは、書面投票のための公開草案の作成を継続する。

## IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2019 年 9 月 26 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（2019 年レビュー）について議論した。

#### IFRS for SMEs 基準の範囲（アジェンダ・ペーパー30A）

審議会は、2019 年レビューの一環として公表する情報要請において、IFRS for SMEs 基準の範囲を一部の公的に説明責任のある企業を含めるように修正することについて意見を求めないことを決定した。14名の審議会メンバーのうち 12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

#### 新しい IFRS 基準 — IAS 第 19 号「従業員給付」（アジェンダ・ペーパー30B）

審議会は、次のことについて意見を求めることを決定した。

- a. 保険数理差損益についての会計方針の選択に関する IFRS for SMEs 基準の 28.24 項の現在の要求事項を維持すること。14名の審議会メンバーのうち 12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。1名は欠席した。



- b. IFRS for SMEs 基準を、確定給付負債又は資産の純額の再測定の算定に関して IAS 第 19 号の第 127 項に合わせないこと。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。
- c. IFRS for SMEs 基準の 28.34 項の解雇給付に関する認識の要求事項を、IAS 第 19 号の要求事項に合わせることに。14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、5 名が反対した。1 名は欠席した。
- d. 「過大なコスト又は労力」による免除に基づいて IFRS for SMEs 基準の 28.19 項で認めている簡素化の使用に関する現行の実務及び適用の論点。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- e. IFRS for SMEs 基準の第 28 章を 2011 年に IAS 第 19 号に加えられた他の修正とは合わせないこと。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

#### **SME 適用グループが開発した Q&A (アジェンダ・ペーパー30C)**

審議会は、下記の点について意見を求めることを決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準に SME 適用グループが開発した Q&A を組み込むこと
  - b. IFRS 第 9 号「金融商品」から金融保証契約の定義を IFRS for SMEs 基準に追加すること
  - c. 企業が発行した金融保証契約についての要求事項を IFRS 第 9 号に合わせることに
- 14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席した。

#### **審議会の過去の決定－IAS 第 23 号「借入コスト」 (アジェンダ・ペーパー30D)**

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IAS 第 23 号「借入コスト」に合わせるべきかどうか及び合わせる方法について意見を求めないことを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席した。

#### **暗号通貨 (アジェンダ・ペーパー30E)**

審議会は、暗号通貨の保有及び暗号資産の発行が、IFRS for SMEs 基準を適用する資格のある企業の間で広がりがあり重要性があるのかどうかについて意見を求めることを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は、次のことについて意見を求めないことを決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準における暗号通貨の会計処理に対する考え得る代替的アプローチ。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. IFRS for SMEs 基準の第 34 章を、暗号通貨の会計処理に関する要求事項を含めるよう修正すること。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。
- c. マイニング及びステーキングは、IFRS for SMEs 基準を適用する資格のある企業の間で広がりがあり重要性があるのかどうか。14 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。1 名は欠席した。

#### **過去の審議会の決定－IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」 (アジェンダ・ペーパー30F)**

審議会は、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」と合わせることに付いて追加のペーパーを提示するようスタッフに依頼した。

#### **審議会の暫定的な決定の要約 (アジェンダ・ペーパー30G)**

審議会は、2019 年レビューに関する暫定的決定の要約を受け取った。審議会は何も決定を求められなかった。

#### **今後のステップ**

2019年10月に、審議会は、整理論点について及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関して情報要請において意見を求めるべきかどうかについて検討する。審議会は、情報要請を2019年末までに公表する予定である。

### SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は2019年9月26日に会合し、SMEs である子会社に関するリサーチ・プロジェクトについてのアップデートを受けた。特に、審議会は、リサーチの2つの部分のうちの1つの結果について議論した。審議会は、基準を開発するとした場合にそれが採用され適用されるかどうかについてのリサーチの結果について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

リサーチの2つの部分のうちの2つ目の結果（IFRS for SMEs 基準の開示要求を最小限の手直しで利用できるかどうかについてのスタッフ分析）は、今後の会議で報告される。

### 採掘活動（アジェンダ・ペーパー19-19F）

審議会は2019年9月26日に会合し、2010年の「採掘活動」ディスカッション・ペーパーで扱われた領域における最近の進展について議論した。審議会は、本プロジェクトのリサーチ活動及び本年の残り期間のアウトリーチの計画についてのアップデートも受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、アウトリーチからのフィードバックについて今後の会議で議論する。

### IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は2019年9月26日に会合し、IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビューの第1フェーズに関するアップデートについて議論した。審議会は、スタッフが利害関係者とのアウトリーチ会議の開催を10月に開始するとの情報を受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、今後の会議で追加的なアップデートについて議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation  
コピーライト © IFRS 財団  
ISSN 1474-2675